

1 第九版 級建築施工管理技士 実地試験の 完全攻略

村瀬憲雄

施工経験記述が苦手な受験者必読!
最新5年分の
試験問題と解答例を収録

施工の合理化、建設副産物対策、重要な品質管理活動等
筋道立てた経験記述ができる書き方例を収録

躯体工事、仕上げ工事、工程管理、品質管理、建設業法等
実践向け疑似問題271問とすぐに役立つ記述例

1 第九版
級建築施工管理技士
実地試験の
完全攻略

村瀬憲雄

はじめに

このテキストは、1級建築施工管理技術検定実地試験に合格するため、施工経験記述の書き方と施工技術知識、建設業法、労働安全衛生法その他の関連法規等を短期間に習得し、勝利への近道を邁進するためのものです。

1級建築施工管理技術検定試験は、建設業法に基づき昭和59年度より実施されており、1級建築施工管理技術検定学科試験の合格者と1級建築士試験の合格者が受験資格をもつものです。この試験の合格者が国土交通大臣に届け出て「1級建築施工管理技士」の称号が与えられます。今日、ある一定規模の現場に配置される専任の監理技術者は、まずこの資格を取得しなければなりません。

平成20年5月23日に**建設業法施行令の一部**（第6条の3、第27条、第27条の13）の**改正**があり、「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事においても一括下請負の禁止」が政令で定められ、「専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事に関連する法令」も改正されました。改正の趣旨は、主任技術者及び監理技術者の設置は今までどおりですが、「**監理技術者資格者証及び監理技術者講習の受講が必要な建設工事の範囲**」が拡大されました。建設業者は、下記の要件に該当する工事を施工するときは、元請、下請にかかわらず工事現場ごとに専任の主任技術者または監理技術者を置かなければならない（法第26条第1～4項）と定められ、その工事とは、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（国・地方公共団体が発注する工事、鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共施設の工事、電気・ガス事業用施設の工事、学校・図書館・工場等の公衆または不特定多数が使用する施設の工事（法第26条第3～4項、施行令第27条））で、**工事1件の請負代金が建築一式工事で5,000万円以上、その他工事で2,500万円以上であるもの**（ただし、個人住宅を除く）とされ、ほとんどの工事がその対象となりました。また、発注者から直接請け負って、下請と締結し、その**下請の請負契約の金額が建築一式工事で4,500万円以上、その他工事で3,000万円以上となる場合も、監理技術者資格者証の交付を受け、国土交通大臣の認定した機関の監理技術者講習を受講し、講習修了証と監理技術者資格者証を持った者を専任で置くことが義務付けられ**、発注者の請求があったときは監理技術者

資格者証を提示しなければならない（法第26条第5項）と定められました。

要約すると、**公共工事も民間工事も、ほとんどの工事で主任技術者、監理技術者の専任配置**が求められ、国土交通大臣登録講習の受講の義務付け、公共工事においては、資格者証および講習修了証の携帯および提示が義務付けられたのです。

この試験は、学科試験のような四肢択一ではなく、ほとんどが記述式です。受験者が、実務的・指導的な立場で現場を管理してきた経験から得る建築生産管理技術や知識、管理能力を、的確な表現で記述できれば合格する試験といえるのです。合格し監理技術者となった者は、超高層建築物や大規模建築物の監理技術者として、職務を遂行できる能力を備えた者と見なされます。したがって試験の内容には超高層建築物や大規模建築物、免震施工等に関する計画や施工技術等、かなり高度な技術知識を求める問題も既出しているので、試験のために幅広く、確実な知識を身に付けなければなりません。

このテキストの編纂に当たり、株式会社建設技術教育センターには、各種施工管理技士受験準備講習会から経験豊富な技術指導やノウハウの提供をいただき深く感謝しております。このテキストの出版までご支援、ご指導をいただきました関係者の皆様に、この紙面をお借りして深く御礼申し上げます。

村瀬憲雄

第九版の発行にあたって

受験生の皆様からの要望により、「施工経験記述の書き方例」を近年の設問内容（主に①施工の合理化、②建設副産物対策、③重要な品質管理活動）に、また、今後に設問が予想される④施工計画の品質確保、についてまとめ、記述のためのポイントとなる基本事項や工種別の代表的な書き方例を多数用意しました。

また、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）後に発令された指定廃棄物に関する規定を、建設副産物対策の書き方例で記載し、第九版の発刊となりました。（平成25年5月）

この本の構成と使い方	6
1. 1 級建築施工管理技術検定試験案内	7
2. 出題形式と傾向	11
3. 過去の出題内容	13
4. 実地試験に関連する法令等の抜粋	23

施工経験記述

問題の形式と記述上の注意	46
施工経験記述	51
問題 1 (実施した発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の建設副産物対策)	51
問題 2 (重点品質管理項目と品質目標および管理項目を定めた理由と実施内容)	54
問題 3 (品質を確保した上で行った施工の合理化)	59

施工経験記述の書き方例

施工経験記述の書き方例	66
1. 施工の合理化 (品質を確保した施工の合理化)	66
2. 建設副産物対策 (発生抑制・再使用・再生利用・熱回収・適正処分)	84
3. 重要な品質管理活動 (重点品質管理項目と定めた理由および実施対策等)	106
4. 施工計画の品質確保 (施工計画をするにあたっての施工品質の確保)	137
5. 品質管理の不具合 (建築物の竣工後に発生する不具合と発生要因とその防止対策)	156
6. 発注者が要求・期待している施工上の品質管理	160
7. 安全管理	166
8. 環境管理	170

施工技術と法規の知識

躯体工事	176
仮設工事	178
土工事	181
地業工事	190
鉄筋工事	196
コンクリート工事	202
鉄骨工事	210
コンクリートブロック、ALC、押出成形セメント板工事	226
カーテンウォール工事	227
語句の不適切な箇所を正しく直す問題	229

仕上げ工事	234
-------	-----

防水工事	236
石工事	246
タイル工事	250
木工事	254
屋根およびとい工事	255
金属工事	256
左官工事	260
建具工事	263
ガラス工事	269
塗装工事	271
内装工事	277
排水工事	282
舗装工事	283
植栽工事	285
語句の不適切な箇所を正しく直す問題	286
施工管理法	294
工程管理	309
品質管理	319
法 規	330
建設業法	332
労働安全衛生法関連	344
労働基準法関連	350
騒音規制法・振動規制法	351
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	353
資源の有効な利用の促進に関する法律	355
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	355
建設工事公衆災害防止対策要綱	357

過去の実地試験と解答例

平成 24 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	360
	解答例	368
平成 23 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	370
	解答例	377
平成 22 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	379
	解答例	386
平成 21 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	388
	解答例	394
平成 20 年度 1 級建築施工管理技術検定試験	実地試験問題	397
	解答例	404

施工経験記述の書き方例

●施工の現場では、合理的に施工を進めるための方策が重要視されています。

どんな目的で、どんな工法が、どう進められたか、工事によって必ず理由があります。

施工経験記述の出題では、それらの内容を、具体的に記述することが求められます。

ここでは、いくつかのケースを想定し、参考として書き方例をあげました。それぞれの具体的な記述を、ご自身の経験と重ねて、より効果的で具体的な文章になるよう組み立ててみてください。

1.施工の合理化（品質を確保した施工の合理化）

□施工の合理化工法とは、次のようなことを目的とした工法をいう。

・生産性の向上	・ロボット化	・単純工程化
・省人化	・ユニット化	・手間の削減化
・省力化	・工期短縮化	・安全施工
・省エネ化	・低コスト化	・ノックダウン化
・自動化	・高品質化	・プレファブ化
・機械化	・工業化	・高速製品化

□具体的に施工の合理化工法をあげる。

工種別・施工の合理化の方法	具体的な施工の合理化工法
外部足場を必要としない施工（無足場工法）	PCa 積層工法、PCf 工法（オムニア工法、タイル打込みオムニア工法、カイザー工法）、足場付き大型型枠工法、ALC パネル内側取付け（無足場）工法、ゴンドラ使用工法、階層躯体ジャッキアップ工法
型枠施工の合理化	大パネル工法、足場付き型枠工法、HMC 型枠工法、陶磁器質タイル先付け型枠工法、サッシ打込み工法、フライングショアー型枠工法、W 式トラス受け工法、移動足場利用型枠工法、鋼製デッキ型枠工法（フラットデッキ型枠、U 形デッキ工法、フェローデッキ工法等）、中空スラブ工法、ボイド型枠工法、スパンクリートスラブ工法、現場打ちプレキャストコンクリート工法、PCf 工法、メッシュ型枠工法等
鉄筋工事の施工の合理化	先組み鉄筋工法、先巻き工法、折重ね組立鉄筋工法、SRC 造地組工法、溶接鉄筋組立工法、フェローデッキスラブ工法、機械化接合法等
躯体施工の合理化	スパンクリートスラブ工法、現場打ちプレキャストコンクリートスラブ工法、オムニアスラブ工法、カイザー工法、メッシュ型枠工法、吊り型枠工法、PCa 化工法、PCf 化工法、早強ポルトランドセメント入り早強コンクリート打設工法、鉄骨地組工法、最上階先行上屋工法等
仕上げ工事の施工の合理化	軽量鉄骨天井・壁下地材プレカット工法、せっこうボードのプレカット工法、内装材の指定寸法特注、ユニット間仕切り工法、システム天井組立工法、ユニットバス工法、ユニットトイレ工法、押入れプレファブ工法
複合カーテンウォール工法	サッシ打込み PCa 工法、タイル打込み PCa 工法、本石打込み PCa 工法、サッシおよびガラス嵌込み PCa 工法、PCa 階段製作工法、PCa バルコニー製作工法、連窓・パネル形メタルカーテンウォール工法

工種別・施工の合理化の方法	具体的な施工の合理化工法
工業化工法	三方枠の工場製作、額縁・窓枠の工場製作、トイレブースの工場製作押入れのノックダウン製作、収納庫の製作、数居・鴨居の工場製作、家具類の工場製作、ALC パネルの工場加工

□工種別・従来の施工を合理化工法で展開する場合、右欄のように変更できる。

工種	従来の施工	施工の合理化を行った場合
杭・地業工事	杭長さの短い支持地盤の施工	→ ラップル基礎又は深礎工事又は直接基礎又は深礎工法採用 掘り下げて直接基礎工法の採用 支持地盤まで束基礎構築工法
	井形切梁工法	→ 地盤アンカー工法 集中切梁による掘削作業の効率化
	構台栈橋工事	→ 本設躯体利用栈橋
	場所打ちコンクリート杭の杭頭毀し	→ ガス火薬使用亀裂発生により、毀し作業の短縮
	碎石地業工事	→ 杭頭処理材破碎による碎石地業利用
	残土処理	→ 埋戻し量を場内仮置き後、埋戻しとして利用
鉄筋工事	従来の鉄筋組立工法	→ 鉄筋先組み工法、 鉄筋先巻き工法 折り重ね鉄筋工法 梁の地組工法
	鉄筋ガス圧接工事	→ 雨天可能な機械式継手工法採用
	スラブ鉄筋工事	→ フェローデッキスラブ工法 溶接金網鉄筋使用
	大スパン RC 造梁	→ プレテンション PCa 梁の採用
型枠工事	基礎・地中梁型枠工事	→ ラス型枠を使用した捨て型枠の採用
	外部型枠工事	→ 足場付き大パネル工法
	躯体にタイル張り	→ タイル打込み PCf 工法
	躯体に本石張り	→ 本石打込み PCf 工法
	躯体にサッシ取付け	→ サッシ打込み工法
	合板スラブ型枠	→ デッキプレートスラブ、フラットデッキスラブ
	円柱型枠・楕形状型枠	→ ボイド型枠
	躯体に断熱材張付け	→ 型枠に断熱材張付け打込み工法
	柱型枠＋仕上げ	→ HMC 型枠工法（高強度モルタル型枠工法）
	木製型枠	→ GRC 型枠工法（グラス繊維補強型枠）

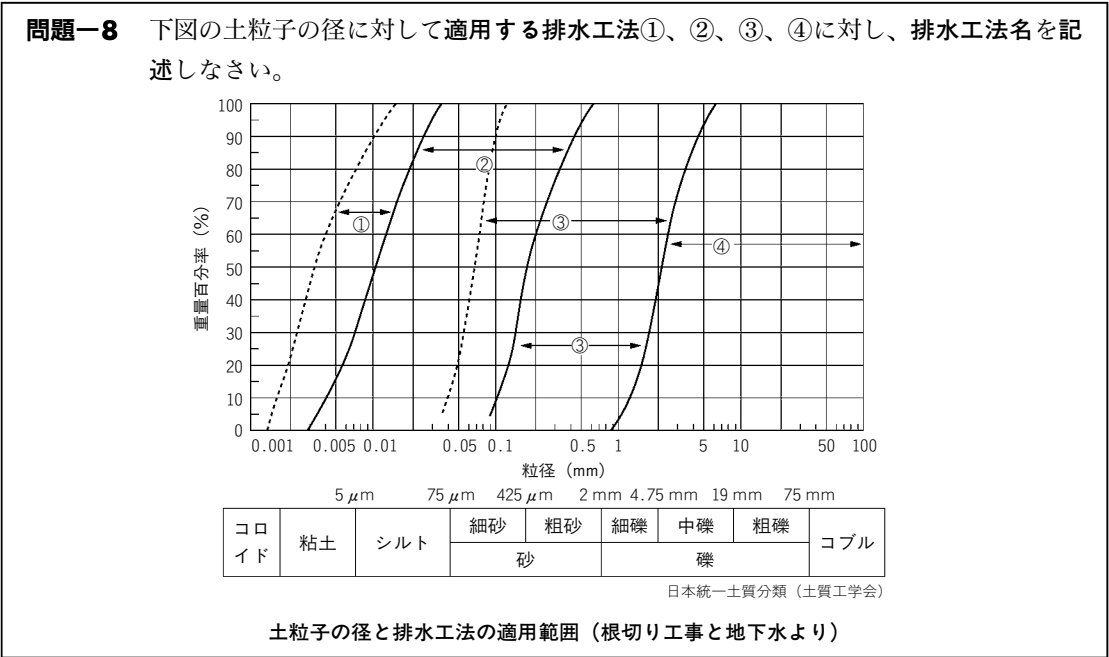
問題一7 根切り工事に伴う地下水の排水工法の名称を2つあげ、それについて具体的に説明しなさい。(H11、H8)

- 記述例
- ① 排水工法名：釜場工法

説明：根切り部へ浸透、流入してきた水を根切り底面よりやや低い釜場を集め、水中ポンプを使用して揚水、排水する工法である。重力排水工法である。
- ② 排水工法名：ウェルポイント工法

説明：深さ6m程度まで先端に目詰まり防止メッシュのついた、スリットのある鋼管を1.2～2.5mぐらゐの間隔で差し込み、真空ポンプにて地中の地下水を吸い上げる排水工法で、ヘッダーパイプで各鋼管の地下水を集め、まとめてノッチタンクに集水して水中ポンプで揚水・排水する工法である。
- ③ 排水工法名：ディープウェル工法

説明：径500～1,000mmで帯水層中を削孔し、径300～600mmのスリット付き井戸管を挿入してウェルとし、水中ポンプで帯水層の地下水を排水する工法である。一般的には、削孔したなかに、地下水の浸入してくる層に目詰まり防止のメッシュを取り付けて狭い間隔で鋼管にスリットをあけ、その孔から地下水が鋼管内部に浸入し、水中ポンプで揚水、排水する方法が用いられている。



- 解答
- ① 電気浸透工法

② ウェルポイント工法、あるいはバキュームディープウェル工法

③ 重力排水工法

④ 水中掘削工法、または注入工法

地盤調査の種類と調査事項				
調査法	機器または調査法の種類		適用土質	調査事項または用途
ボーリング		ロータリーボーリング	土と岩のあらゆる地層	地盤構成、サンプリング、標準貫入試験等に用いる
		オーガーボーリング	孔壁崩壊のない粘性土、砂質土	浅い深さの地盤構成
		試掘	土と岩のあらゆる地層	原位置での土の採取、原位置試験に用いる
		コアボーリング	岩盤	岩盤コアの連続サンプリング
サンプリング		固定ピストン式シンウォールサンプラー	軟弱な粘性土	軟弱な粘性土の乱さない試料採取
		ロータリー式二重管サンプラー	硬質粘性土	乱さない試料採取
		ロータリー式三重管サンプラー	硬質粘性土、砂質土	乱さない試料採取
		ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラー	硬質粘性土、砂質土、岩盤、改良土	乱した試料採取
		ブロックサンプリング	すべての土	土塊としての乱さない試料採取
		原位置凍結サンプリング	砂、砂礫	乱さない試料採取
サウンディング		標準貫入試験	玉石を除くあらゆる土	N値、土の状態（せん断抵抗角、粘着力、相対密度等）
		オランダ式二重管コーン貫入試験	玉石を除くあらゆる土	粘性土のせん断強度の測定
		スウェーデン式サウンディング試験	玉石、礫を除くあらゆる土	標準貫入試験の補助
		ポータブルコーン貫入試験	軟弱な粘土、高有機質土	軟弱な粘性土のせん断強度
		ベーン試験	軟弱な粘土、高有機質土	軟弱な粘性土のせん断強度
		オートマチックラムサウンディング	玉石、礫を除くあらゆる土	標準貫入試験の補助
		電気式静的コーン貫入試験	玉石、礫を除くあらゆる土	土層の判別、軟弱な粘性土のせん断強度の測定
載荷試験		地盤の平板載荷試験	すべての土	地耐力、変形係数、地盤係数
		孔内水平載荷試験	すべての土	地耐力、変形係数、地盤係数
		杭の鉛直載荷試験	すべての土	支持力の確認（信頼性が高い）
		杭の水平載荷試験	すべての土	杭の水平耐力
		杭の引抜き試験	すべての土	杭の引抜き抵抗
物理探査 物理検層	地表探査法	電気探査	土と岩のあらゆる地層	地下水の帯水層、基盤の深さ・風化状況の推定
		表面波探査	土と岩のあらゆる地層	地盤のS波速度の分布
		常時微動	土と岩のあらゆる地層	地盤の卓越周期と増幅特性
	孔内探査法	弾性波速度検層	土と岩のあらゆる地層	地盤の弾性波（P波およびS波）の速度分布
		電気検層	土と岩のあらゆる地層	地盤の比抵抗分布
		密度検層	土と岩のあらゆる地層	地盤の密度分布
		地下水検層	土と岩のあらゆる地層	地下水の流動速度、帯水層の位置
地下水位測定	地下水位観測		土と岩のあらゆる地層	地下水位
間隙水圧測定	流速流向測定		土と岩のあらゆる地層	地下水の流速、流向
透水試験	間隙水圧計		土と岩のあらゆる地層	間隙水圧
	室内	透水試験	すべての土	透水係数
		透水試験	土と岩のあらゆる地層	透水係数
	現場	揚水試験	砂、砂礫	透水係数、貯留係数、湧水量、影響範囲、動水勾配

注) このほかに、地表面付近にある地下埋設物の探査手法とし、電磁波探査法（地下レーダー法）、電磁誘導法、磁気探査法、赤外線を用いる方法等の技術がある。

●問題文での解答数の指示は、本試験を想定したものである。それに対して記述例は、参考知識として問題文の指示よりも多く用意した。したがって記述例のなかからどれを選んでよく、参考にし、確実な知識を身に付けてほしい。

■防水工事

問題ー90 アスファルト防水の施工計画書の作成に当たって、特に品質計画・品質管理に関する項目を4つ記述しなさい。(H11)

- 記述例
- ① 施工範囲・部位および防水層の種類

② 工法（下地、立上がり、断熱層含む）

③ 排水勾配、溝幅

④ コンクリート打継ぎ箇所と処理、ALC パネルや PCa の継目の処理

⑤ 立上がりの構造

⑥ ルーフドレン回りの納まり、排水管回りの納まり

⑦ 浴室・湯沸し室・便所の室内防水の納まり、仕様

⑧ 保護コンクリート目地割り、目地の仕様

⑨ エキスパンションジョイントの構造と納まり

⑩ 異種防水層接統部の処置

問題ー91 防水工事用アスファルトの性状を表す、針入度指数およびフラスゼい化点について簡単に説明しなさい。(H2)

- 記述例
- ① 針入度指数とは、アスファルトの軟化点と 25℃における針入度から計算によって求められる値であって、数値が大きいほど、広い温度範囲において軟化、あるいは硬化が起こりにくいアスファルトといえる。

② フラスゼい化点とは、フラスゼい化点試験器によって得られる測定値で、低温時におけるアスファルトのゼい化温度を示す。その値の低いものほど、低温特性の良いアスファルトといえる。

防水工事用アスファルトの品質（JIS K 2207）									
	種類	軟化点	針入度	針入度	蒸発質	引火点	トルエン	フラス	だれ
		(℃)	(25℃)	指 数	量変化	(℃)	可溶分	ゼい	長さ
			(1/10 mm)		率		(%)	化点	さ
					(質量%)			(℃)	(mm)
防水工事用アスファルト	1 種	85 以上	25 以上 45 以下	3.5 以上	1 以下	250 以上	98 以上	－5 以下	－
	2 種	90 以上	20 以上 40 以下	4.0 以上	1 以下	270 以上	98 以上	－10 以下	－
	3 種	100 以上	20 以上 40 以下	5.0 以上	1 以下	280 以上	95 以上	－15 以下	8 以下
	4 種	95 以上	30 以上 50 以下	6.0 以上	1 以下	280 以上	92 以上	－20 以下	8 以下

問題ー92 アスファルトルーフィングの種類を2つあげ、材質と用途を説明しなさい。(H8)

- 記述例
- ① アスファルトルーフィングとは、古紙、パルプ、毛くず等の有機質繊維のフェルト状シートにアスファルトを浸透させ被覆し、表裏面に鉱物質粉末を散布して冷却後、規定の長さに切断して1巻としたもの。JIS A 6005 に質量 940、1500 の2種類がある。アスファルト防水層の主材である。

② 網状アスファルトルーフィングとは、JIS A 6012 で3種類に区分され、合成繊維ルーフィングの使用を義務付け、引張り、引裂き等の強度が大きい。一般に原紙を基材としたルーフィングと比べてなじみが良いので、立上がり防水層の張り仕舞、パイプ回り等の増し張りに用いられる。

③ 砂付きあなあきルーフィングとは、防水層と下地を絶縁するために用いるルーフィングで、全面に規定の大きさのあなを一定間隔にあけたものである。原反にアスファルトを浸透、被覆し、表面に鉱物質粒子を密着させ、残りの表裏面に鉱物質粉末を付着させたものである。

④ ストレッチルーフィングとは、合成繊維を主とした多孔質なフェルト状の不織布原反に、防水工事用アスファルトの3種または4種を含浸させ被覆して、その表裏面に鉱物質粉末を散着したものである。腐朽・変質しにくく、低温でも硬化・ぜい化せず伸び率が大きいため破断しにくいなど、種々の優れた特性を持っている。下地となじみが良く、施工性も良いルーフィングで、増し張りや補強張り材として活用される。

問題ー93 アスファルトルーフィング類の張付け時の留意事項について、2つ記述しなさい。

- 記述例
- ① 出隅、入隅、下地目地部等は、一般部分の張付けに先立ち、次の増し張りを行う。

a. コンクリートスラブ打継ぎ箇所および著しいひび割れ箇所には、幅 50 mm 程度の絶縁用テープを張り付け、その上に幅 300 mm 以上のストレッチルーフィングを増し張りする。

b. 出隅・入隅、立上がりの出隅・入隅には、幅 300 mm 以上のストレッチルーフィングを最下層に増し張りする。ただし、屋根露出防水の絶縁工法における出隅・入隅では、幅 700 mm 以上のストレッチルーフィングを用いて、平場へ 500 mm 以上張り掛けて増し張りする。

② 平場の張付け

a. アスファルトルーフィング類の張付けは、空隙、気泡、しわ等が生じないように平均に押し均して、下層に密着するように行う。なお、空隙、気泡、しわ等の生じた場合は、各層ごとに直ちに補修する。

b. アスファルトルーフィング類の継目は、縦横とも、原則として 100 mm 以上重ね合わせ、水下側のアスファルトルーフィングが、原則として下側になるよう張り重ねる。ただし、絶縁工法の場合の砂付きあなあきルーフィングの継目には、100 mm×200 mm 程度のルーフィング片を 3～4 m 程度に置敷きし、通気性を妨げないようにして、突付けとする。

c. アスファルトルーフィング類の上下層の継目は、同一箇所にならないようにする。

d. 絶縁工法の出隅・入隅における平場の砂付きあなあきルーフィングは、① b. の増し張りストレッチルーフィングに 100 mm 以上張り掛ける。

●問題文での解答数の指示は、本試験を想定したものである。それに対して記述例は、参考知識として問題文の指示よりも多く用意した。したがって記述例のなかからどれを選んでよく、参考にし、確実な知識を身に付けてほしい。**特に建設業法は、条文を熟読することをお勧めしたい。**近年の「建設業法」の試験は、条文に空欄を設けて用語を入れる問題が多く出題されており、その内容は比較的絞られている傾向があり、ここに、過去に出題された条文を年度別に記載したので、よく読んで条文の流れをつかんでおくとうい。

■建設業法

■平成 24 年度の出題

法第 24 条の 7（施工体制台帳および施工体系図の作成等）

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号または名称、当該下請負人に係る建設工事の内容および工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号または名称、当該者の請け負った建設工事の内容および工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第 1 項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

則第 14 条の 4（再下請負通知を行うべき事項等）

法第 24 条の 7 第 2 項は、特定建設業者が、発注者から直接建設工事を請け負った場合に、施工体制台帳および施工体系図の作成等を行わなければならないとの条文で、第 2 項には、前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号または名称、当該者の請け負った建設工事の内容および工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない、と規定されているので、**再下請負通知を行う者は、特定建設業者と下請契約を行い、かつ、他の建設業者に下請負をさせる場合となる。**

則第 14 条の 4（再下請負通知を行うべき事項等）

法第 24 条の 7 第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ）の商号または名称および住所ならびに当該下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号。
- 二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称および注文者の商号または名称ならびに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日。
- 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第 14 条の 2 第 1 項第三号イからハまでに掲げる事項および当該者が請け負った建設工事に関する同項第

四号イからヘまでに掲げる事項。

- 2 再下請負通知人に該当することとなった建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第 1 項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 3～9 項 省略

■平成 23 年度の出題

法第 4 条（附帯工事）

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。

法第 19 条の 2（現場代理人の選任等に関する通知）

請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項および当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法（第 3 項において「現場代理人に関する事項」という）を、書面により注文者に通知しなければならない。

■平成 22 年度の出題

法第 24 条の 6（下請負人に対する特定建設業者の指導等）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定または建設工事の施工もしくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該請負人の指導に努めるものとする。

- 2 前項の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めたときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。
- 3 第 1 項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣もしくは都道府県知事または営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときは、その建設工事の現場を管轄する都道府県知事に速やかに、その旨を通報しなければならない。

法第 24 条の 7（施工体制台帳および施工体系図の作成等）

平成 24 年度設問と同様、施工体制台帳を備え付けなければならない業者を指摘する設問

（法第 24 条の 7 第 1 項の金額）

令第 7 条の 4 法第 24 条の 7 第 1 項の政令で定める金額は、3,000 万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500 万円とする。

問題－236 建設業者の店舗および工事現場に掲げる標識について、記載事項を5つ記述しなさい。(H9、H5)

- 記述例**
- ① 一般建設業、または特定建設業の別
 - ② 許可年月日、許可番号および許可を受けた建設業
 - ③ 商号、または名称
 - ④ 代表者の氏名
 - ⑤ 主任技術者、または監理技術者の氏名

労働安全衛生法関連

■平成24年度の出題

法第29条の2（元方事業者の講ずべき措置等）

建設業に属する事業の①元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において②関係請負人の労働者が当該事業の仕事を行うときは、当該②関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、③技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

■平成23年度の出題

法第3条第3号（事業者等の責務）

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、①工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある②条件を附さないように配慮しなければならない。

■平成22年度の出題

法第59条第3号（安全衛生教育）

事業者は、危険または①有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全または衛生のための②特別の教育を行わなければならない。

問題－237 労働安全衛生法の目的について、記述しなさい。(H13、H6)

- 記述例**
- 法第1条
- この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等、その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

問題－238 総括安全衛生管理者の業務内容を3つ記述しなさい。

- 記述例**
- ① 労働者の危険、または健康障害を防止するための措置に関すること。
 - ② 労働者の安全、または衛生のための教育の実施に関すること。
 - ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - ④ 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること。

- ⑤ 各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

問題－239 作業主任者の選任と業務内容について、記述しなさい。

- 記述例**
- 法第14条
- 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定める者については、都道府県労働局長の免許を受けた者または都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

問題－240 酸素欠乏危険箇所として予想される場所を、2箇所記述しなさい。

- 記述例**
- ① 上層に不透水層がある砂れき層のうち、含水もしくは湧水がなく、または少ない部分の地層の工事
 - ② 第一鉄塩類、または第一マンガン塩類を含有している地層での地下工事やピット、井戸、たて杭工事
 - ③ メタン、エタン、またはブタンを含有する地層での工事
 - ④ 炭酸水を湧出しており、または湧出する恐れのある地層の工事
 - ⑤ 碓氷、河川の流水、または湧水が滞留しており、または滞留したことのある槽、暗きょ、マンホール、またはピットの内部

問題－241 作業主任者の名称を3つ記述しなさい。(H8)

- 記述例**
- ① ガス溶接作業主任者
 - ② コンクリート破砕器作業主任者
 - ③ 地山の掘削作業主任者
 - ④ 土留め支保工作業主任者
 - ⑤ 型枠支保工の組立て等作業主任者
 - ⑥ 足場の組立て等作業主任者
 - ⑦ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
 - ⑧ 木造建築物の組立て等作業主任者
 - ⑨ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
 - ⑩ ボイラー取扱作業主任者
 - ⑪ 酸素欠乏危険作業主任者
 - ⑫ 石綿作業主任者
 - ⑬ 有機溶剤作業主任者
 - ⑭ 特定化学物質作業主任者